

社会福祉法人一乗会	事 業 計 画 令和 6 年度 法人本部	発 行 日	令和6年4月1日
		改訂番号	22
		ページ	3

はじめに

令和 5 年度は、新型コロナウィルス感染症が“5 類感染症”に移行され、感染対策は個人や事業者の判断に委ねられるなど大きな転換点を迎えるました。法人内各事業所では引き続きの感染防止・拡大対策に努める中、入居者・利用者からは地域・家族との繋がりを育ててきた法人祭開催への強い願いが聞かれ、それに応えることを最優先に、短い準備期間にもかかわらず、事業所間、職員間の連携と企画力の發揮により 3 年間のブランクを感じさせない事業達成がなされました。

しかし、ここ数年来の課題であったグループホームや入所施設での空床補充に関しては、感染症の影響や入居希望者の支援上の課題等から年間を通して数例にも満たない結果となりました。

一方、昨年 4 月に県により意思決定支援ガイドラインが示され、当法人においても従来の個別支援計画書策定に求められる書式類の改善に取り組み、相談支援事業所ばかりの原案を基に「意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート」の記入例の作成を行いました。今年度は、この一年間の取り組みを踏まえて、全支援員共通の理解を共有する書式とし、利用者が自ら意思を決定することが困難な場合、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することに注力できる職員意識の育成に努め、あわせて本主旨に則った新規利用者の受け入れを進めていくことが望されます。

また、本年 4 月より、業務継続計画（B C P）の策定とそれにともなう研修と訓練の実施が必須化され、運営規程の改訂も含めた対応が求められます。特に 1 月に発生した能登半島地震において、ほとんどの施設での復旧対応の際の具体的問題点が発生したことから、当法人の各事業所においても地形的に河川氾濫や土砂災害が発生しにくい地域であるとはいえ、利用者の生命・身体・健康を守る機能を優先的に維持することを踏まえた中身づくりに努めることが重要となります。あわせて、市との連携を通じた福祉避難所の運営に関しては、相模原市「運営に関するガイドライン」に準じた取組みを進めます。

更に、昨年来の民間企業における職員採用増と、少子化にともなう絶対人員の減少等により、福祉業界での職員不足は深刻な社会問題ともなりつつあります。とりわけ障害者福祉に携わる事業所における人材は単なる数合わせではなく、職員の育成を通じた支援レベルの維持向上が必須であり、当法人では人材確保という観点からこの基本に立ち返り、障害者総合支援法の主旨に則り、障害者支援の意義と目的を再確認することをベースに据えた職員の採用を進めていきます。

以上の点を踏まえた今年度の法人基本目標と方策について述べます。

1 経営理念

- * 快適な環境の中でいつも明るく楽しい施設
- * 利用者の「いきる力」の育成に努める施設

社会福祉法人一乗会	事業計画 令和6年度 法人本部	発行日	令和6年4月1日
		改訂番号	22
		ページ	4

- * 利用者と職員の心と心がふれあい、誠意をもって対応する施設
- * 利用者の意向を十分に尊重し、尊厳を保持する施設
- * 地域社会と積極的に交流する施設

2 経営方針

社会福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）等をはじめとする関連法規を遵守します

- * 利用者の信頼とニーズに応えるとともに、自立を目指したサービスを提供します
- * 障害特性に応ずる技術・知識・コミュニケーション方法の向上に努めます
- * 地域に根差し、開放された施設運営を目指します
- * 最小の経費で最大の効果をあげる創意と工夫に努めます

3 令和6年度法人基本目標と方策

各事業所の利用者・入居者個々のニーズに合わせた支援と介護を継続するためには、長期的な事業運営の観点からの次の施策や業務改善を確実に進めます。

- ① 管理者による職員の指導と育成を通じた支援レベルの向上に努め、支援の意義や目的が共有できるチーム作りを行い、客観的に妥当性のある支援の構築に努めます。
- ② 神奈川県が進める意思決定支援の主旨に則り、全事業所の利用者についての「意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート」の作成を通じた利用者の生きる力の育成と支援に努めます。
- ③ 他機関への案内等も踏まえた障害福祉サービス利用希望者の情報を、事業所間で共有するとともに、見学や体験利用の増加を通して、事業所の特性にそった利用者確保に努めます。
- ④ 設備、修繕等に関しては、今後の事業運営の観点も見据えて管理者の指導の下で予算管理を行い、メリハリをつけた実施に努めます。
- ⑤ 重度知的障害者及び重度身体障害を併せ持つ方等への新たな生活介護事業所の設置に関しては、近隣該当地域でのニーズを前提とした上で引き続きの調査と検討を継続します。

4 各事業所の支援サービスにおける基本方針

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「障害福祉サービス」を提供します。また、障害者等の必要性に応じて、福祉サービスが確保できるよう事業ごとにその制度、運営規程等に則って事業を展開します。

(2) 各事業所の事業計画の「事業の活動」における支援・介護方針に則った日々の支援に努め、職員相互間での検証と改善を通して事業所毎の運営方針の徹底を図ります。

社会福祉法人一乗会	事業計画 令和6年度 法人本部	発行日	令和6年4月1日
		改訂番号	22
		ページ	5

また、各事業所の事業計画における生活目標に基づく具体的な支援テーマと行動プログラムを立案し、職員間での周知と利用者への説明を行い、年間を通した福祉サービスの提供にあたります。

5 法人が運営する事業

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営 (施設入所支援、生活介護〔昼間〕)
リベルテ

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービスの経営 (短期入所) リベルテ ルット
(生活介護) リベルテ・シュマン
(生活介護) ロシナンテ
(共同生活援助) ロンド・リアン
(短期入所) ロンド・リアンⅡ
(生活介護) パンサ
(共同生活援助) エクラ
(短期入所) エクラⅡ
(ロ) 特定相談支援事業の経営 ぱらりす
(ハ) 一般相談支援事業の経営 ぱらりす

6 理事会・評議員会の開催予定

令和6年 5月25日(土)	理事会	令和5年度事業報告 令和5年度計算書類、その付属明細書 並びに財産目録承認 令和5年度監事監査報告 執行状況報告 定時評議員会招集、その他
6月15日(土)	定時評議員会	令和5年度事業報告 令和5年度計算書類及び財産目録承認 その他
11月16日(土)	理事会	令和6年度第一次補正予算 執行状況報告、その他
令和7年 3月22日(土)	理事会	令和6年度第二次補正予算 次年度予算、次年度事業計画 その他

社会福祉法人一乗会	事業計画 令和6年度 法人本部	発行日	令和6年4月1日
		改訂番号	22
		ページ	6

7 設備・修繕等

* 以下の設備と修繕は、各事業所から求められている事柄です。緊急性のあるものを除き、予算措置次第により次年度以降の継続課題となる可能性もあります。

	事業所名	内 容	備 考
修繕	ロシナンテ	① 高圧設備部分入替 ② 脱衣室空調設備修繕	
	リベルテ	① P A S、L B S 5台、リアクトル ／S C 2台入替 ② 防火扉1枚 ③ 電子錠1台	
	エクラ	① 洗面台一部改修	

8 営繕

(1) 設備機器使用期間

事業所名	機器箇所	使用範囲	使用の時期
全事業所	冷房・暖房	施設全体	冷房 6月～10月 暖房 11月～ 3月

(2) 定期清掃

事業所名	実施項目	実施範囲
ロシナンテ	ガラス清掃 塩ビ床シート洗浄ワックス グリストラップの清掃	施設全体
リベルテ	窓ガラス清掃 網戸清掃 塩ビ床シート洗浄ワックス カーペット清掃 エアコンフィルター清掃 換気扇清掃 グリストラップの清掃 玄関タイルポーチ洗浄清掃	施設全体
パンサ エクラ	塩ビ床シート洗浄ワックス	施設全体

社会福祉法人一乗会	事業計画 令和6年度 法人本部	発行日	令和6年4月1日
		改訂番号	22
		ページ	7

9 保守

(1) 定期点検と保守点検

事業所名	点検内容	区分
ロシナンテ	建物目視点検 害虫対策と駆除	
リベルテ	建物目視点検 貯水槽点検と清掃 害虫対策と駆除	点検と整備
	自家発電機点検	法定点検
ロシナンテ リベルテ	変電設備点検 非常電源設備点検	法定点検
全事業所	防災設備	法定点検
	エレベータ点検	法定点検
	オゾン発生装置点検とメンテナンス	点検と整備

(2) 防災訓練、防犯訓練、災害訓練

*下記の訓練計画の他、消防署より検証訓練の指導がある場合は追加の計画を設定する。

リベルテ /シュマン	ロシナン テ	ロンド・ リアン	パンサ /エクラ	内 容	時期
昼間想定	昼間想定	昼間想定	昼間想定	通報訓練、消火訓練、 避難訓練 不審者侵入対応	5月
夜間/昼間 想定(シュマン)	昼間想定	夜間想定	昼間/夜間 想定(エクラ)	通報訓練、消火訓練、 避難訓練	10月
設備機器と非常食の点検 (全利用者分+全職員分) × 3日分				防災倉庫内の品、食料の 備蓄の点検と更新(専 用の台帳を設け、在庫 品、購買品、使用品等 を記録する。)	4月
安全点検				火気、非常出口、危険 物、防災設備の点検	訓練時

社会福祉法人一乗会	事業 言十 画 令和6年度 法人本部	発行日	令和6年4月1日
		改訂番号	22
		ページ	8

10 法人内横断的委員会・会議等

委員会・会議名	開催基準	全事業所	リベルテ	ロシ ナンテ	パンサ/ エクラ	シュマン	ロンド・ リアン	ぱらりす
管理者会議	1回／月	第1火曜日	—	—	—	—	—	—
運営会議 (入退所調整会議含む)	1～2回/ 月	—	隨時	隨時	隨時	隨時	—	—
朝の連絡会	毎日	—	毎日	毎日	毎日	毎日	—	—
職員会議	1回/月	—	第4木曜日	毎月最終 金曜日	毎月最終 金曜日	第3水曜日	隨時	—
フロア会議・ ケース会議	2回/月	—	第1木曜日 第3木曜日	隨時	隨時	隨時	随时	—
給食委員会	1回/月	第2水曜日	—	—	—	—	—	—
保健委員会	隔月	—	隨時	隨時	隨時	隨時	—	—
虐待防止委員会	1回/月	—	第2木曜日	第3木曜日	第3木曜日	第2水曜日	隨時 (他事業所 参加)	隨時 (他事業所 参加)
相談クレーム調整 解決委員会	隨時	—	隨時	隨時	隨時	隨時	随时	随时
防災・防火委員会	2回/年	—	4月、9月 第3木曜日	4月、9月 第2火曜日	4月、9月 第2火曜日	4月、9月 第3木曜日	隨時	—
広報委員会	隨時	—	隨時	隨時	—	—	—	—
文書管理委員会	隨時	—	隨時	—	—	—	—	—
研修委員会	2回/年	—	隨時	隨時	隨時	隨時	—	—
安全衛生委員会	1回/月	第1木曜日	—	—	—	—	—	—
個別支援計画策定 モニタリング会議	2回以上/ 年	—	隨時	隨時	隨時	隨時	随时	—
サービス提供検討 委員会	隨時	—	隨時	隨時	隨時	隨時	—	—
運営企画委員会	隨時	隨時	—	—	—	—	—	—
家族の集い	—	—	年1回他必 要に応じ	隨時	隨時	隨時	随时	—

社会福祉法人一乗会	事業計画 令和6年度 法人本部	発行日	令和6年4月1日
		改訂番号	22
		ページ	9

1.1 資金計画

通常経費は、経理区分間繰入金収入、寄付金、雑収入、自己資金などで運営する。